

# 第一種動物取扱業の新規登録手続き

## 登録申請の単位

業種別、事業所ごとの登録になります。例)Aペットショップが販売業とペットホテル(保管業)の両方を同一施設で行おうとする場合は、販売業と保管業の2つの登録申請が必要になります。複数の業種を一緒にまとめて申請するときは、登録申請書は別々になりますが、共通して使用できる添付書類等は1部提出で足りず。

## 登録申請手数料

1業種につき15,040円の登録申請手数料が必要です。複数業種の場合は【業種数×15,040円】の手数料がかかります。申請時に現金でお支払いください。

## 登録の有効期限

登録には5年間の有効期限があり、5年ごとに更新する必要があります。更新は1件につき7,540円の手数料が必要です。

## 登録先

神奈川県動物保護センターにご来所いただき、登録申請に必要な書類を提出していただきます。(書類の内容について確認、審査等がありますので郵送では受け付けられません。)申請書は正本にその写し1通が必要です。

## 都市計画法・建築基準法関連の確認

都市計画法により定められている用途地域のうち、一部の地域で第一種動物取扱業を営むことが出来ない、又は建築物に制限がかかる地域があります。業の内容や所在地が決まりましたら、各市町村の担当課(都市計画課、建築指導課など)に確認して下さい。

## 業種

**販売** 動物小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖等

**保管** ペットホテル、トリミング、シッター等

**貸出** ペットレンタル、映画・撮影モデル、繁殖用等

**訓練** 動物の訓練・調教、出張訓練等

**展示** 動物園、水族館、ふれあいを目的とする体験乗馬、アニマルセラピー、猫カフェ等

**競りあわせ** 動物のオークション

**譲受飼養業** 老犬ホーム等

以上7業種となります。

## 動物取扱責任者

各事業所に1名以上(業種の兼務は可能)の「動物取扱責任者」の設置が登録の要件になっています。

また、動物取扱責任者は、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市あるいは横須賀市が開催する研修会のうち年1回以上の参加が義務づけられます。「動物取扱責任者」の資格要件は以下のとおりです。

[資格要件]①、②とも満たすこと

①常勤であること

②次の(1)～(3)のうちどれかにあてはまること

(1) 申請業種に関する半年以上の実務経験があること

(2) 申請業種に関する知識及び技術について1年間以上の学校その他の教育機関を卒業していること

(3) 公平性・専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、申請業種に関する知識や技術を習得していることの証明を得ていること(愛玩動物飼養管理士、家庭動物管理士、公認訓練士、獣医師等:別表参照)

※②(1)の半年以上の実務経験については、すでに登録されている施設での実務経験です(神奈川県内でなくても可)。実務を経験した施設が発行した実務経験証明書が必要となります。登録等のない施設での実務経験は認められません。

また、業種に関する実務経験が必要ですので、詳しくはお問合せください。

## 重要事項説明者

事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管方法等に係る重要事項を説明し、または動物を取り扱う職員として、重要事項説明者を配置することになります。

また、事業所以外の場所で動物の取扱い、重要事項の説明がされる場合(ペットシッター、出張訓練等)は、事業所以外の場所の重要事項説明者についても申請書に記載をお願いします。資格要件は動物取扱責任者の資格要件と同じです。動物取扱責任者と兼務も可能です。

## 登録申請後について

申請時に提出された書類に基づき、日程を調整した上で後日、施設調査を実施します(飼養施設のない事業所は書類審査のみ)。

調査の結果支障がなければ翌日(土日祝日を除く)が登録日となり、以後営業が可能となります。

事業所に掲示していただく「第一種動物取扱業登録証」は、当所より郵送いたします。

## 申請に必要な書類

### 第一種動物取扱業登録申請書(様式第1)

1業種につき1枚、裏面備考を参考に記入して下さい。

申請書は正・副2部提出していただきます(添付書類は正のみで結構です)。また、販売業、貸出業の方は様式第1別記、犬猫等販売業の方は様式第1別記2の書類も必要となります。

### 添付書類(複数業種で重複するものは1部で可)

- 法人の場合「登記事項証明書」
- 申請者(申請者が法人の場合は、その法人及びその法人の役員)及び事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が次(法第12条第1項第1号から第6号まで)に該当しないことを示す書類(参考様式第1)
- 第一種動物取扱業の実施の方法(販売業、貸出業のみ)(様式第1別記)
- 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図
  - イ ケージ等(動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ)
  - ロ 照明設備(営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く)
  - ハ 給水設備
  - ニ 排水設備
  - ホ 洗浄設備(飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ)
  - ヘ 消毒設備(飼養施設、設備等を消毒するための消毒液噴霧装置等をいう。以下同じ)
  - ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
  - チ 動物の死体の一時的保管場所
  - リ 餌の保管設備

- ヌ 清掃設備
- ル 空調設備(屋外施設を除く)
- ヲ 遮光するため又は風雨を遮るための設備(ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く)
- ワ 訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業(動物の訓練を業として行うことをいう)を営もうとするものに限る)
- カ 温度計(県条例による設備 以下同じ)
- ヨ 隔離施設(疾病、負傷、妊娠中、幼齢動物等)
- タ 手洗い設備(利用者や従業員が利用しやすい場所に消毒液を備える)
- 飼養施設の付近の見取図
- 法人の場合は役員の氏名及び住所
- 動物取扱責任者、重要事項説明者の資格要件を証明する書類(卒業証書、各種修了証、実務経験証明書等)
  - \* 資格要件②(1)に該当する場合は以下にあげる事項を記載した実務経験に係る証明書
    - ・動物取扱責任者となる人の住所、氏名、勤務していた施設名(登録番号を明記)、業種、勤務していた期間
    - ・証明する人の住所、氏名、施設名、地位、動物取扱責任者となる人との関係
  - \* 資格要件②(2)(3)に該当する場合は修了書、証明書等
- 犬猫等健康安全計画(犬猫の販売をする場合)(様式第1別記2)
- 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを証明する書類
  - \* 自己所有の場合
    - 土地・建物の登記事項証明書又は登記簿謄本等
  - \* 借受けている物の場合(法人・個人間、家族間の借受けを含む)
    - 賃貸契約書又は管理規約(動物取扱業の営業について明記してあるものに限る)
    - (賃貸契約書等を提出できない場合は、賃貸人が使用を承諾した旨を証明する書類)

## 登録要件となる遵守事項

### ＜飼養施設や設備の種類・構造・規模に関する事項＞

○備えるべき設備等の種類(規則第3条第2項第1号)

- ・ケージ等・照明設備・給水設備・排水設備・洗浄設備・消毒設備・汚物、残さ等の廃棄物の集積設備・動物の死体の一時的保管場所・餌の保管設備・清掃設備・空調設備・遮光するため又は風雨を遮るための設備・訓練場(訓練業に限る)

○飼育設備(建築物等)の構造等(規則第3条第2項)

- ・ねずみ、はえ、のみ等の衛生動物の侵入を防止できる構造
- ・清掃が容易で衛生状態の維持管理がしやすい構造
- ・逸走を防止することができる構造や強度
- ・事業の実施に必要な規模
- ・作業の実施に必要な広さの空間
- ・動物の種類や数によって著しく不適切でない構造や規模

○ケージ等の構造等(規則第3条第2条、第一種動物取扱業細目第3条)

- ・洗浄ができる耐水性のある材質
- ・ふん尿等が漏えいしない構造
- ・通気が確保されて内部が見える構造等
- ・衝撃による転倒防止措置の実施
- ・容易に損壊されない構造及び強度
- ・十分な広さ及び空間等
- ・突起物や穴等のない安全な構造や材質
- ・清掃が容易で衛生状態の維持管理がしやすい構造や材質
- ・動物の逸走を防止できる構造や強度

### ＜飼養施設や設備の管理に関する事項＞

○飼育施設の管理(第一種動物取扱業細目第2条)

- ・定期的な清掃及び消毒による清潔の維持
- ・1日1回以上の巡回による保守点検
- ・台帳(清掃・消毒・保守点検)の調製や5年間の保管
- ・動物の鳴き声や臭気等の発生防止
- ・ねずみやのみ等の衛生動物の侵入防止や駆除設備の設置
- ・施錠設備等による動物の逸走防止

○設備の管理(第一種動物取扱業細目第4条)

- ・給餌給水器具の設置
- ・遊具、止まり木、砂場等の設置
- ・1日1回以上の清掃による残さや汚物等の処理
- ・ふん尿の受け皿や床敷きの設置
- ・清掃や消毒の実施(動物の搬出のたび)
- ・動物の逸走防止のための施錠設備の設置

### ＜動物の管理方法等に関する事項＞

○幼齢動物の販売等の制限(法第22条の5、規則第8条第1項第1号及び第2号)

- ・離乳等を終えた動物(哺乳類)の販売
- ・環境変化等に対する耐性が備わった動物の販売や貸出し

○動物の状態の事前確認(規則第8条第1項第3号)

- ・販売や貸出しに当たっての2日間以上の目視観察

○展示時間の制限(規則第8条第1項第4号)

- ・販売、貸出し及び展示業者は犬・猫の展示は午前8時から午後8時まで※1

○顧客に対する事前説明(法第21条の4、規則第8条第1項第5号及び第6号)

- ・販売に当たって、当該販売動物を直接見せるとともに、文書等による動物の特性等の事前説明、署名等による確認等
- ・貸出しに当たっての文書等による動物の特性等の事前説明、署名等による確認等
- ・記録台帳の調製と5年間の保存※3
- ・犬猫の個体に関する帳簿に記載※4

○証明書の添付(規則第8条第1項第7号)

- ・獣医師が発行したワクチン接種等の証明書の添付

○飼養又は保管の方法(第一種動物取扱業細目第5条第1号)

- ・飼養施設の構造や規模、職員数に見合った動物の種類や数
- ・ケージ等の中での飼養保管
- ・ケージ等の構造や規模に見合った動物の種類や数
- ・過度な動物間の闘争等の発生防止
- ・幼齢な犬や猫等の社会化
- ・顧客の動物の個別収容等
- ・温度等の飼養保管環境の適切な管理
- ・適切な給餌給水
- ・必要に応じた運動
- ・必要に応じた休息
- ・過酷な演芸や訓練等の防止
- ・適切な形態による撮影、利用時間等の配慮による過度の苦痛の防止
- ・1日1回以上巡回による動物の状態確認、記録台帳の調製と5年間保管※4
- ・動物の死体の適切な処理
- ・鳴き声や臭気による生活環境被害の発生防止
- ・捕獲体制の整備や個体識別の実施等
- ・野生由来の動物に係る適切な種を選択や馴化措置

○疾病等に関する措置(第一種動物取扱業細目第5条第2号)

- ・新たな導入動物の適正な管理
- ・疾病及び傷害の予防等の健康管理
- ・必要に応じたワクチン接種
- ・必要に応じた獣医師による治療等
- ・ねずみやのみなどの衛生動物の侵入防止や駆除等

○動物の繁殖方法(第一種動物取扱業細目第5条第3号)

- ・遺伝性疾患等の防止
- ・適切な回数等の繁殖の実施
- ・記録台帳の調製と5年間の保管※4

○動物の輸送方法(第一種動物取扱業細目第5条第4号)

- ・輸送設備の衝撃による転倒防止
- ・輸送中の動物の状態の目視等
- ・輸送設備の構造や規模に見合った動物の種類や数
- ・適切な広さや空間を有した輸送設備
- ・定期的な清掃や消毒の実施
- ・空調設備等による適切な温度等の確保
- ・適切な回数による給餌給水
- ・輸送時間の短縮、必要に応じた休息等の確保
- ・衛生管理、事故や逸走の防止、周辺的生活環境の保持

○顧客等の接触方法(第一種動物取扱業細目第5条第5号)

- ・夜間(午後8時から午前8時まで)に犬・猫の顧客との接触、顧客への譲り渡しを禁止※1
- ・過度なストレスの防止と休息の確保、動物による危害や感染症の防止、適切な接触方法の指導
- ・顧客等によるみだりな給餌の防止

○その他(第一種動物取扱業細目第5条第6号)

- ・廃業時における動物の生存の機会の確保
- ・安楽殺処分の実施
- ・救急処置体制の整備
- ・災害時における動物救護や危害等の防止

○広告の表示規制(第一種動物取扱業細目第6条第1号)

- ・氏名又は名称、事業所の名称・所在地、動物取扱業の種類別、登録番号、登録年月日、登録の有効期間の末日、動物取扱責任者の氏名の掲載
- ・安易な飼養等を誘発しない等の適切な内容

○販売用の展示(第一種動物取扱業細目第6条第2号)※6

- ・動物の個別展示(表示)
- ・生年月日や生産地等を表示した情報ラベルの掲示

○研修会(第一種動物取扱業細目第6条第3号)

- ・動物取扱責任者研修で得た知識の職員への周知

○取引記録の保管(第一種動物取扱業細目第6条第4号)

- ・動物の仕入れ、取引状況に関する記録台帳の調製と5年間保管※4

○関係法令に違反した取引の禁止(第一種動物取扱業細目第6条第5号)

・取引相手方の関係法令違反の有無の確認、違反確認時における動物の取引の制限

○競りに参加する事業者の確認(第一種動物取扱業細目第6条第5号)

・事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていること及び関係法令違反の有無の確認

〈県条例による遵守事項〉

○原則として、感染症り患の危険性が高い幼齢の動物は取り扱わない。やむを得ず取り扱う場合は、感染防止に特段の措置を講じる。

○消毒その他ねずみ、昆虫等の発生防止の措置を講じる際は、動物に害を及ぼさないようにする。

○動物の取扱いや衛生管理方法等について、作業マニュアルを作成し、従業員全員に周知徹底する。

## 備 考

### ※1:犬・猫の夜間展示等の禁止

成猫(生後1年以上)が休息でき、自由に移動できる状態での展示は、午後8時から午後10時の間は規制の対象外となります。

### ※2:現物確認・対面説明の義務化

購入しようとする者に対し(第一種動物取扱業者を除く。)事前に動物の現在の状況を直接見せるとともに、適正飼養に必要な情報を提供しなければなりません。

### ※3:顧客に対する事前説明の内容

○販売業者

- イ 品種等の名称
- ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- ハ 平均寿命その他飼育期間に係る情報
- ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ホ 適切な給餌及び給水の方法
- ヘ 適切な運動及び休養の方法
- ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る)
- リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)

ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ル 性別の判定結果

ヲ 生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等)

ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)

カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

コ 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売する場合に限る。)

タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者らの聴取り等によって知ることが困難であるものを除く。)

ソ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項。

ただし、動物取扱業者を相手方として販売をする場合は口からヌまでに掲げる事項については、必要に応じて説明すればよい。

○貸出業者(下記について情報提供する)

- イ 品種等の名称
- ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ハ 適切な給餌及び給水の方法
- ニ 適切な運動及び休養の方法
- ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ト 性別の判定結果
- チ 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)
- リ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

#### ※4:記録台帳の調製と5年間の保管

遵守事項のうち特定の事項については、記録台帳に履行状況を記録し、5年間保管する必要があります。

- ・販売に係る契約時の説明及び顧客による確認、貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況
- ・清掃、消毒及び保守点検の実施状況
- ・動物の数及び状況の確認のための巡回の実施状況
- ・動物の繁殖の実施状況
- ・動物の取引状況

#### ※5:幼齢動物の販売規制

犬猫については、生後56日を経過しないと販売・展示等することはできません(平成28年8月31日までは生後45日と、9月1日からは49日と読み替える)。

#### ※6:販売動物の展示(表示)方法

販売業者は、販売しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文字(電磁的な記録を含む。)により表示すること。

- ・品種等の名称
- ・性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- ・性別の判定結果
- ・生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等)
- ・生産地等
- ・所有者の氏名(事故の所有しない動物を販売する場合に限る)

#### ※7:犬猫の個体に関する帳簿の記載内容

- ・品種等の名称
- ・繁殖者の氏名又は名称・登録番号又は所在地
- ・生年月日
- ・所有に至った日
- ・購入先(譲受先)の氏名又は名称・登録番号又は所在地
- ・販売又は引渡した日
- ・販売・引渡し先の氏名又は名称・登録番号又は所在地
- ・販売・引渡し先の法令遵守状況
- ・販売担当者名
- ・説明及び確認の実施状況

- ・死亡した日
- ・死亡原因

#### 登録後に守らなくてはならない基準

##### <標識や名札の掲示>

登録を受けた第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所(顧客の出入口から見やすい位置)に、標識(規則様式第9)を掲示しなければなりません(第一種動物取扱業登録証でも代替可能)。

- ・第一種動物取扱業者の氏名(法人にあつては名称)
- ・事業所の名称及び所在地
- ・第一種動物取扱業の種別
- ・登録番号
- ・登録の年月日及び有効期間の末日
- ・動物取扱責任者の氏名

また、事業所以外の場所で営業をする場合は、上記内容を記載した識別章(いわゆる名札。規則様式第10)を顧客と接することとなるすべての職員が、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する必要があります(法第18条、規則第7条)。

##### <動物取扱責任者の研修受講と伝達>

動物取扱責任者は、自治体(神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市又は横須賀市)が主催する研修会を年1回以上受講しなければなりません(法第22条第3項、規則第10条第3項)。また、動物取扱責任者は、研修会で得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させてください(規則第9条2号)。

##### <犬猫等販売業者定期報告届出書(様式第11の2)>

犬猫等販売業者の方は年に1回(年度終了後60日以

- ・年度当初(登録当初)の犬猫の所有数
- ・年度中新たに所有することになった犬猫の数
- ・年度中に販売・引渡し・死亡した犬猫の数
- ・年度末の犬猫の所有数

#### 備考

「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」、「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等の条文や、各種様式、ペット動物販売業者用説明マニュアル(哺乳類・鳥類・爬虫類)等につきましては、環境省のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/index.html>)

## 別表

## 動物取扱責任者の要件(知識及び技術を習得していることの証明資格等)〈例示〉

	資格	団体名	認められる種別						
			販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養
1	愛玩動物飼養管理士 (1級・2級)	公益社団法人日本愛玩動物協会	○	○	○	○	○	○	○
2	愛犬飼育管理士	一般社団法人ジャパンケネルクラブ	○	○	○	○	○	○	○
3	愛護動物取扱管理士	一般社団法人新潟県動物愛護協会	○	○	○	○	○	○	○
4	家庭犬訓練士(初級、中級、上級、教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
5	家庭動物管理士(平成27年3月31日までは家庭動物販売士)	一般社団法人全国ペット協会	○	○	○		○	○	○
6	競技別指導者資格馬術コーチ	公益財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	○	○
7	競技別指導者資格馬術指導員	公益財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	○	○
8	競技別指導者資格馬術上級コーチ	公益財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	○	○
9	公認訓練士	一般社団法人ジャパンケネルクラブ		○		○			○
10	公認訓練士	公益社団法人日本警察犬協会		○		○			○

	資格	団体名	認められる種別						
			販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあつせん	譲受飼養
11	公認馬術指導者資格コーチ	公益財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	○	○
12	公認馬術指導者資格指導者	公益財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	○	○
13	実験動物技術者（2級）	公益社団法人日本実験動物協会	○	○	○		○	○	○
14	小動物飼養販売管理士	協同組合ペット・サービスグループ（PSG）	○	○	○	○	○	○	○
15	乗馬指導者資格（初級）	公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○		○	○	○
16	乗馬指導者資格（中級）	公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	○	○	○	○
17	地方競馬教養センター騎手過程修了者	地方共同法人地方競馬全国協会	○	○	○	○	○	○	○
18	調教師	地方共同法人地方競馬全国協会	○	○	○	○	○	○	○
19	動物介在福祉士（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
20	動物看護師（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○



	資格	団体名	認められる種別						
			販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあわせ せん	譲受飼養
21	動物看護師（3級）	公益社団法人日本動物病院福祉協会	○	○	○	○	○	○	○
22	動物取扱士（3級）	NPO法人九州鳥獣保護協会	○	○	○	○	○	○	○
23	トリマー（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
24	認定ペットシッター	ビジネス教育連盟ペットシッタースクール		○		○			○
25	ペットシッター士 ※平成21年4月1日以降取得したものに限る	NPO法人日本ペットシッター協会		○		○			○
26	GCT (Good Citizen Test)	一般社団法人優良家庭犬普及協会		○		○			○
27	JAHA認定家庭犬しつけインストラクター	公益社団法人日本動物病院福祉協会	○	○	○	○	○	○	○